自主制作番組放送基準

株式会社　中海テレビ放送

目　　次

第1章 総則
第2章 人権
第3章 法と政治
第4章 児童および青少年への配慮
第5章 家庭と社会
第6章 教育・教養の向上
第7章 報道の責任
第8章 宗　教
第9章 表現上の配慮
第10章 暴力表現
第11章 犯罪表現
第12章 性表現
第13章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い
第 14 章 広告の責任
第15章 広告の取り扱い
第16章 広告の表現
第17章 医療・医薬品・化粧品などの広告
第18章 金融・不動産の広告
第19章 広告の時間基準
第20章 訂正

以上

第１章　総則

第1条

株式会社中海テレビ放送は、地域の人々のために、事実を客観的に伝達し、真実を追究することにより、公共の福祉、文化の向上、産業と経営に役立ち、平和で誇りに満ちた地域社会に寄与することを使命とする。我々はこの使命を自覚し、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由をまもり、法と秩序を尊重して社会に貢献し信頼に応える。

第2条

放送にあたっては、以下の諸点を重視し、各章の定めに従い、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性など放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。

（ア）公共性を重んじ市民の知る権利に応える。
（イ）人権を守り、視聴者市民の利益保護の精神を貫く。
（ウ）身近なメディアとして、放送を通じ、市民主役を根幹とした安全で安心な暮らし易い地域づくりに奉仕する。
（エ）児童、青少年、家庭に与える影響に配慮し、希望を抱く次世代を育成する。
（オ）多くの角度から論点を明示し、真実を追究して市民生活に役立つ情報を提供して信頼を得る。
（カ）自主自立の姿勢で、正確かつ公正な客観報道に徹する。

第２章　人　　権

第3条

個人、団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。

第4条

個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。

第5条

人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。

第３章　法と政治

第6条

法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。

第7条

国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。

第8条

国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いに注意する。

第9条

人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重しなければならない。

第10条

政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。

第11条

選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。

第12条

政治、経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。

第４章　児童および青少年への配慮

第13条

児童および青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。

第１４条

児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。

第１５条

武力や暴力を表現する時は、青少年に対する影響を考慮しなければならない。

第１６条

児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。特に報酬または賞品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心を起こさせてはならない。

第１７条

放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分配慮する。

第５章　家庭と社会

第１８条

社会の秩序、良い風俗や習慣を乱すような言動は肯定的に取扱わない。

第１９条

公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような取扱いはしない。

第６章　　教育・教養の向上

第２０条

社会向け教育番組は、学問・芸術・技術・技芸・職業など、専門的な事柄を視聴者が興味深く習得できるようにする。

第２１条

教養番組は、形式や表現にとらわれず、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

第７章　報道の責任

第２２条

ニュースは市民の知る権利へ奉仕するもので、事実に基づいて報道し公正でなければならない。

第２３条

ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。

第２４条

取材、編集にあたっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。

第２５条

ニュースの中で意見を取扱うときは、その出所を明らかにする。

第２６条

事実の報道であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けなければならない。

第２７条

ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。

第２８条

ニュースの誤報は速やかに取消しまたは訂正する。

第８章　宗　　教

第２９条

信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取扱わない。

第３０条

宗教の儀式を取扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。

第３１条

宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定したりする内容にならないよう留意する。

第３２条

特定宗教のために、寄付の募集などは取り扱わない。

第９章　表現上の配慮

第３３条

わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。

第３４条

社会、公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。

第３５条

不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。

第３６条

病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。

第３７条

精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。

第３８条

医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安、焦燥、恐怖、楽観などを与えないように注意する。

第３９条

いわゆるショッピング番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。

第４０条

細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、別紙「アニメーション等の映像手法について」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。

第４１条

サブリミナル的表現手法など特殊な映像編集手法を使用した広告については、視聴者の正常な判断力を阻害したり、心身に悪影響を及ぼすことがないことを確認しなくてはならない。

第１０章　暴力表現

第４２条

暴力行為は否定的に取り扱い、残虐な感じを与える行為、その他、精神的、肉体的苦痛を取り扱う場合の表現は最小限にとどめる。

第１１章　犯罪表現

第４３条

犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。

第４４条

誘拐などを取り扱う時は、その手口を詳しく表現してはならない。

第１２章　性表現

第４５条

性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。

第４６条

性感染症や生理衛生に関する事柄は、医学上、衛生学上、正しい知識に基づいて取扱わなければならない。

第４７条

性的マイノリティを取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。

第１３章　視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い

第４８条

視聴者に参加の機会を広く均等に与えるように努める。

第４９条

審査は、出演者の技能などに応じて公正を期する。

第５０条

賞金および賞品などは、過度に射幸心をそそらないように注意し、社会常識の範囲内にとどめる。

第５１条

企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えたりしてはならない。

第５２条

懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、方法、賞の内容、結果の発表方法などを明らかにする。また、景品などを贈与する場合は、その価値を誇大に表現したり、あるいは虚偽の表現をしたりしてはならない。

第５３条

出演者の個人的な問題を取扱う場合は、本人および関係者のプライバシーを侵してはならない。また、懸賞に応募あるいは賞品を贈与した視聴者の個人情報を、当該目的以外で利用してはならず、厳重な管理が求められる。

第１４章　広告の責任

第５４条

広告は、真実を伝え、市民に利益をもたらすものでなければならない。

第５５条

広告は、関係法令などに反するものであってはならない。

第５６条

広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。

第１５章　広告の取り扱い

第５７条

広告放送はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにしなければならない。

第５８条

コマーシャルの内容は、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、企業形態・企業内容（サービス・販売網・施設など）とする。

第５９条

広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。

第６０条

番組およびスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めない。

第６１条

消費者金融など、市民生活に利益をもたらさない広告はしない。また、健全で豊かな市民生活にとって好ましくない商品・サービス・遊技の広告はしない。

第６２条

権利関係や取引の実態が不明確なものは取扱わない。

第６３条

契約以外の広告主の広告は取り扱わない。

第６４条

事実を誇張して視聴者に過大評価させるものは取扱わない。

第６５条

広告は、たとえ事実であっても、他を誹謗し、または排斥、中傷してはならない。

第６６条

製品やサービスなどについての虚偽の証言や、使用した者の実際の見解でないもの、証言者の明らかでないものは取扱わない。

第６７条

係争中の問題に関する一方的主張または通信、通知の類は取扱わない。

第６８条

許可・認可を要する業種で、許可・認可のない広告主の広告は取扱わない。

第６９条

食品の広告は、健康を損なうおそれのあるものや、その内容に虚偽や誇張のあるものは取扱わない。

第７０条

教育施設または教育事業の広告で、進学・就職・資格などについて虚偽や誇張のおそれのあるものは取扱わない。

第７１条

占い、心霊術、骨相・手相・人相の鑑定その他、迷信を肯定したり科学を否定したりするものは取扱いに注意する。

第７２条

私的な秘密事項の調査を業とするものは取り扱わない。

第７３条

風紀上好ましくない商品やサービス、および性具に関する広告は取扱わない。

第７４条

死亡、葬儀に関するもの、および葬儀業は取り扱いに注意する。

第７５条

アマチュア・スポーツの団体および選手を広告に利用する場合は、関係団体と連絡をとるなど、慎重に取扱う。

第７６条

個人的な売名を目的としたような広告は取扱わない。

第７７条

皇室の写真、紋章や、その他皇室関係のものを無断で利用した広告は取り扱わない。

第７８条

求人に関する広告は、求人事業者および従事すべき業務の内容が明らかなものでなければ取り扱わない。

第７９条

懸賞等によって個人情報を取得することが目的である広告については、利用目的を具体的に示しているものでなければ取り扱わない。

第１６章　広告の表現

第８０条

広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないように注意する。

第８１条

広告は、わかりやすく適正な言葉と文字を用いるようにする。

第８２条

視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。

第８３条

原則として、最大級またはこれに類する表現をしてはならない。

第８４条

ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。特に報道番組のコマーシャルは、番組内容と混同されないようにする。

第１７章　医療・医薬品・化粧品などの広告

第８５条

医療・医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・いわゆる健康食品などの広告で医師法・医療法・薬事法などに触れるおそれのあるものは取扱わない。

第 18 章　金融・不動産の広告

第８６条

金融業の広告で、業者の実態・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。

第８７条

投機性のある商品・サービスの広告は慎重な判断を要する。

第８８条

宅地建物取引業法、建設業法により、登録された業者以外の広告は取扱わない。

第８９条

不動産の広告は、投機をあおる表現および誇大または虚偽の表現を用いてはならない。

第９０条

法令に違反したものや、権利関係などを確認できない不動産などの広告は取扱わない。

第 19 章　広告の時間基準

第９１条

週間のコマーシャルの総量は、案内コマーシャルを含めて、総放送時間の 18%以内とする。

第 20章　訂正

第９２条

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

別　紙

アニメーション等の映像手法について

1998 年４月８日 作 成
2006 年４月１日 一部改訂
2020 年４月１日 一部改訂
日本放送協会
(一社)日本民間放送連盟

日本放送協会〔ＮＨＫ〕と(一社)日本民間放送連盟〔民放連〕は、1997 年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験した。

本来、子どもたちに楽しんでもらうはずの放送番組が、一部でその逆の結果を招いてしまったことを、われわれは深く憂慮するとともに、これを放送界全体の問題として捉え、医学者や心理学者などの専門家を加えて真摯に原因を分析・研究しながら、再発防止のための具体的なルールづくりに向けて検討を重ねてきた。

その結果、テレビは本来、明滅しているメディアであるため、視聴者、特に子どもたちへの影響を完全に取り除くことはできないものの､細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法に関して、いくつかの点に留意することにより、こうした危険をかなりの程度、回避できることを確認した。

このため、次の点について細心の注意を払う必要があることを喚起する。

１．映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
２．コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
３．規則的なパターン模様の使用

われわれは、こうした認識に立って、各放送局が自主的に、運用上の内規等を定めることを促すとともに、その参考に供するため、放送界としての共通のガイドラインを 1998 年４月に示した。

さらに、ＩＴＵ〔国際電気通信連合〕において、2005 年２月にＩＴＵ－Ｒ勧告ＢＴ．１７０２ “Guidance for the reduction of photosensitive epileptic seizures caused by television （テレビ映像による光感受性発作を抑えるための指針）”が成立したことから、同勧告を参考にガイドラインを一部改訂した。2019年10月にはITU-R勧告BT.1702-2として、高ダイナミックレンジ(HDR：High Dynamic Range)映像に関する内容が盛り込まれ成立したため、ガイドラインを一部改訂しHDR映像に関する読み替え規定を追記することとした。

放送に携わるすべての者は、以下に提示するガイドラインが作られた意図を充分に配慮し、放

送界の自主的な共通のルールとして遵守しなければならない。

このガイドラインは、今後の分析・研究の結果等により、必要に応じて改訂する。

〈アニメーション等の映像手法に関するガイドライン〉

１．映像や光の点滅は、原則として１秒間に３回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。

(1)「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。

(2)避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の１/４を超え、かつ、輝度変化が 10 パーセント以上の場合を基準とする。

(3)前項(1)の条件を満たした上で、(2)に示した基準を超える場合には、点滅は１秒間に５回を限度とし、かつ、輝度変化を 20 パーセント以下に抑える。加えて、連続して２秒を超える使用 は行わない。

※ 200cd/m2超の高輝度領域を含むHDR(High Dynamic Range)映像については、(2)(3)を以下の とおり読み替える。

(2) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の１/４を超え、かつ、輝度変化が次の①または②の場合を基準とする。

① 点滅暗部が160cd/m2未満で、輝度変化が20cd/m2以上の場合

② 点滅暗部が160cd/m2以上で、輝度変化が点滅暗部の１/８を超える場合

(3) 前項(1)の条件を満たした上で、(2)に示した基準を超える場合には、点滅は１秒間に５回を限度とし、かつ、輝度変化を次の①または②に抑える。加えて、連続して２秒を超える使用は行わない。

① 点滅暗部が160cd/m2未満の場合、輝度変化を40cd/m2以下

② 点滅暗部が160cd/m2以上の場合、輝度変化を点滅暗部の１/４以下

２．コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が 20 パーセントを超える急激な場面転換 は、原則として１秒間に３回を超えて使用しない。

※ 200cd/m2超の高輝度領域を含むHDR映像については、以下のとおり読み替える。

２.コントラストの強い画面の反転や、次の①または②に該当する急激な場面転換は、原則と して１秒間に３回を超えて使用しない。

① 点滅暗部が160cd/m2未満で、画面の輝度変化が40cd/m2を超える場面転換

② 点滅暗部が160cd/m2以上で、画面の輝度変化が点滅暗部の１/４を超える場面転換

３．規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることも避ける

(注１) 本ガイドラインの計測においては、SDR映像信号の公称ピークレベルは輝度200cd/m2で表示されることを想定する。また、HDR映像信号の公称ピークレベルは、HLG(Hybrid Log-Gamma)方式では輝度1,000cd/m2で、PQ(Perceptual Quantisation)方式では輝度10,000cd/m2で、それぞれ表示されることを想定する。

(注２) HDR映像に関する読み替え規定については、運用体制が整った放送局から、速やかに適用を開始する。

上記ガイドラインの運用にあたっては、特に光感受性のリスクが大きいとされる幼児・児童・青少年の視聴実態等への配慮が必要である。

また、連続する大量のカメラフラッシュや雷光、火災、火山噴火などの映像が健康に影響を及ぼすおそれがあることについて、制作者側の意識を高めることに努める必要がある。

映像が視聴者に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには、テレビの視聴方法も重要な役割を果たしていることが指摘されており、明るい部屋で受像機から離れて見るなど“テレビの見方”に関する適切な情報を視聴者に提供することは予防手段として有効である。

以 上

付則　この基準は平成元年11月1日より適用する。

付則　この基準は平成 17 年 10 月1日より適用する。

付則　この基準は平成 19 年10 月1日より適用する。

付則　この基準は平成 27 年 4 月1日より適用する。

付則　この基準は令和 8 年 10 月 1 日より適用する。